

- 放送日 3月31日(火)
- テーマ  
「自動車税種別割の新しい納付方法のお知らせ」
- 出演者  
南信県税事務所諏訪事務所 主事 浅田 千晶
- 聞き手とのやりとり(概要)

Q1 3月10日、17日と南信県税事務所諏訪事務所から「自動車税種別割の納期内納付のお願いについて」の放送をしたところですが、来年度の自動車税種別割は、新しくスマートフォンを使った納付ができるとお聞きしました。今回はその納付方法について詳しくお知らせしていただけるとのことです。浅田さんよろしくお願ひします。

A1 はい、令和2年度から従来の納付方法である、金融機関窓口、コンビニエンスストア、口座振替、クレジットカード納付、ペイジー納付に加え、スマートフォン決済アプリの「Pay Pay」と「LINE Pay」を使った納付が導入されることになりました。

Q2 具体的にどのような操作方法になりますか？

A2 まず、Pay PayとLINE Payのアプリ、いずれかをダウンロードしてください。次に、残高へチャージします。それぞれのアプリケーションでチャージ方法が異なる部分がありますので、ご自身の管理しやすいアプリを選んでいただき、お使いください。

Q3 なるほど、チャージした後はどうすればよいでしょうか？また、手数料などはかかりますか？

A3 はい、令和2年度の自動車税種別割納税通知書がお手元に届くのをお待ちください。

届きましたら、納税通知書のバーコード部分をスキャンしていただいて、案

内に従い支払いを完了していただきますと納付となります。手数料については無料です。

Q 4 この決済方法を使った納付で、注意することはありますか？

A 4 自宅で手軽に決済ができることで、納付したか忘れてしまうことも起こると思います。

Pay PayとLINE Pay双方をダウンロードしている場合は、同じバーコードが読み込めてしまうので、納付したかわからなくなったときは、お支払い履歴などをご確認いただき、二重払いをされないようご注意ください。また、領収書と車検用の納税証明書は発行されませんのでお気を付けください。

Q 5 車検用の納税証明書が発行されないということは、車検の時はどうすればよいですか？

A 5 はい、実は現在、陸運局とデータ連携されており、基本的に納税があれば納税証明書が無くても車検を受けていただけるシステムになっています。ただし、納付されてから陸運局へデータが反映されるまで時間がかかります。Pay Pay・LINE Payをお使いいただいた場合でも、10日前後かかることもあります。また、ディーラーによって納税証明書の提出をお願いされる場合もありますので、納付されてすぐに車検を受けるときや、ディーラーから提出を求められたときは、手数料無料で発行できますので、お近くの県税事務所まで、ご相談ください。

Q 6 最後に一言おねがいします

A 6 今回のスマートフォンによる納税や、従来までの方法を確認していただき、ご自身にあった納付方法で、納期限の6月1日月曜日までにご納付をお願いします。

また、納付方法や自動車税種別割、そのほか県税に関することで、分からないことなどありましたら、南信県税事務所諏訪事務所 電話番号

0266-57-2905 までお問い合わせください。